

第2回栃木県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議が開催されました！

令和7年8月26日、第2回栃木県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議が開催され、雇用環境・均等室長が出席しました。

県からカスタマーハラスメント防止対策の方向性や防止条例の骨子案の説明があり、カスタマーハラスメント対策が義務化される改正労働施策総合推進法を踏まえ、活発な意見が交わされました。



改正労働施策総合推進法について

事業主の皆さまへ（全企業が対象です） 2025年8月6日（水）

ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの形態を主として指します。
 - ① 顧客、取引先、業務関係者等との間で発生する行為。
 - ② 社会通念上許される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ① 就業上の地位や労働条件の不当な変更、解雇等の防止。
 - ② 就業上の地位や労働条件の不当な変更、解雇等の防止。
 - ③ 就業上の地位や労働条件の不当な変更、解雇等の防止。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
 - ① 求職者等に対するセクハラ防止の取組等は、今後、指針において示す予定です。
 - ② 事業主の対策の強化及びその関係、情報（例：差別禁止の取組、就業上の地位や労働条件の不当な変更、解雇等の防止）の提供、求職者への啓発等。

これらのハラスメントに関する罰、事業主、労働者、求職者（カスタマーハラスメントのみ）の義務も明確化します。

ハラスメントのない職場の実現に向けた雇用の啓発活動を強化します！

改正法では、雇の啓発として、職場におけるハラスメントを行ってほらないことについて、雇の啓発活動を実施するために、国の指定を受けた事業者が実施した、職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組を促すこととなります。

事例集など役立つコンテンツを掲載 [あさひの職場環境 HP](#) [検索](#)

厚生労働省 改正労働施策総合推進法・均等法（案）



カスタマーハラスメント対策企業マニュアルについて

カスタマーハラスメント 対策 企業マニュアル

カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業検討委員会
令和7年度厚生労働省委託事業、東京海上日動ホールディングス株式会社提供

厚生労働省

